

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	市民局市民部消費者センター (6614-7521)
処分担当名	市民局市民部消費者センター
処分の名称	消費者訴訟費用の返還猶予申請
概要	貸付を行った消費者訴訟費用については、消費者保護条例で「市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、相当の期間を定めて貸付金の返還を猶予することができる。」としています。 返還猶予の承認（不承認）については、当該消費者からの返還猶予申請に対し行いますが、書類審査のほか、返還猶予理由について調査等を行い是非について判断し、承認又は不承認の通知をする必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市消費者保護条例施行規則第12条（昭和52年2月1日規則第4号） (http://www2.city.osaka.jp/reiki/reiki.html)
審査基準	貸付を行った消費者訴訟費用については、消費者保護条例第31条第1項の規定により「当該消費者訴訟が終了したときは、速やかに当該貸付金を返還しなければならない」と規定しているが、規則第12条において「市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、相当の期間を定めて貸付金の返還を猶予することができる。」としている。 返還猶予の承認（不承認）については、当該消費者からの返還猶予申請に対し行いが、書類審査のほか、返還猶予理由について調査等を行い是非について判断し、承認又は不承認の通知をする必要があることから、30日程度の処理期間が必要である。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	消費者センター
提出時期	随時
提出方法	消費者訴訟費用貸付金返還猶予申請書（様式第4号）にその理由を証する書類を添付して消費者センターに提出してください。
手数料	
相談窓口	消費者センター
ホームページ	http://www.city.osaka.jp/Lnet/houseido/hogo/pdf/iourei_kisoku.pdf
備考	

大阪市消費者保護条例（抄）

（消費者訴訟の援助）

第 30 条 市長は、消費者が消費者訴訟（商品等により被害を受けた消費者が当事者となる訴訟をいう。以下同じ。）を行う場合において、次に掲げる要件を満たすときは、消費者訴訟に要する費用の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

- （1） 多数の消費者が同一又は同種の原因に基づく被害を被り、又は被るおそれがあること
- （2） 当該訴訟に係る経費が被害額を超えるおそれがあること
- （3） 審議会のあつせん又は調停では解決できないこと
- （4） 審議会が援助することについて適当と認めること

2 消費者訴訟に要する費用の貸付けについては、市規則で定める。

（貸付金の返還等）

第 31 条 前条の規定により消費者訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該消費者訴訟が終了したときは、速やかに当該貸付金を返還しなければならない。

2 市長は、特別の事由があると認めるときは、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

消費者保護条例施行規則（抄）

（貸付金の返還の猶予）

第 12 条 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、相当の期間を定めて貸付金の返還を猶予することができる。

2 借受者は、前項の規定により貸付金の返還の猶予を受けようとするときは、消費者訴訟費用貸付金返還猶予申請書、（別記第 4 号様式）にその理由を証する書類を添付して、これを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（貸付決定の取消し等）

第 15 条 市長は、貸付金の貸付けの決定を受けた者が次の各号の 1 に該当するときは、その者に対する貸付金の貸付けの決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- （1） 正当な理由がなく、第 7 条の規定による貸付金の貸付決定の通知を受けた日から起算して 3 箇月以内に当該消費者訴訟を提起しないとき
- （2） 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき
- （3） 虚偽その他不正の手段により貸付金の貸付けを受けたとき
- （4） 第 8 条の規定に基づき付した貸付けの条件に違反したとき

2 借受者は、前項の規定による貸付けの決定の取消しがあつたときは、貸付契約の定めるところにより当該取消しに係る額の貸付金を返還しなければならない。